

議案第6号

南風原町職員の定年年齢引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例

南風原町職員の定年年齢引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年3月2日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、地方公務員の定年が引き上げられること等に伴い、関係条例の規定の整備を行いたいことから、条例を制定する必要があるため提案する。

南風原町職員の定年年齢引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例

(南風原町職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 南風原町職員の分限に関する条例（昭和54年南風原村条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(降給の種類)

第1条の2 降給の種類は、法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいい、降任に伴うものを除く。）することをいう。）とする。

第8条の見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(職員の定年年齢の引上げに伴う経過措置)

2 南風原町職員の給与に関する条例（昭和59年南風原町条例第5号）附則第6項の規定の適用を受ける職員に対する第1条の2の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「及び南風原町職員の給与に関する条例（昭和59年南風原町条例第5号）附則第6項の規定による降給とする」とする。

3 第8条の規定は、南風原町職員の給与に関する条例附則第6項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、前項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(南風原町職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第2条 南風原町職員の懲戒に関する条例（昭和47年南風原村条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の5分の1に相当する

額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成26年南風原町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条、第5条第2項及び第14条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(南風原町職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 南風原町職員の給与に関する条例（昭和59年南風原町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第9項中「の定める」を「で定める」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第10項を次のように改める。

10 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条の2を削る。

第14条第1項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、「道路（以下）の次に「この項及び次項において」を加え、「以下「運賃等」を「次項において「運賃等」に改め、同項第2号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同条第2項第1号中「以下」を「第3号において」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第4項中「場合は」を「場合には」に改める。

第23条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条の4第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条の2中「第11条」を「第6条第2項から第9項まで、第11条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

- 6 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第8項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 7 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
 - (2) 法第28条の5第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
 - (3) 法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 8 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第10項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第6項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以

上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第6項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

9 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

10 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第6項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第8項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

11 附則第8項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第6項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

12 附則第6項から前項までに定めるもののほか、附則第6項の規定による給料月額、附則第8項の規定による給料その他附則第6項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中「再任用職員以外の区分」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の区分」に、「

再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」を「

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準 給料月 額	基準 給料月 額	基準 給料月 額	基準 給料月 額	基準 給料月 額	基準 給料月 額	基準 給料月 額
	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

」に改める。

(南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 南風原町職員の育児休業等に関する条例（平成4年南風原町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第8条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第15条の表第6条第10項の項を削り、同表第14条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第17条第3項の項を削る。

第16条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第17条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の1項を加える。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）を行う職員に対する給与条例附則第6項の規定の適用については、同項中「」とする」とあるのは、「」に、勤務時間条例第3条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を

同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(南風原町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第6条 南風原町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成26年南風原町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地公法」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 南風原町職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(南風原町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第7条 南風原町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年南風原町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(南風原町職員の再任用に関する条例の廃止)

第8条 南風原町職員の再任用に関する条例(平成26年南風原町条例第22号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)をいう。

(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3

項の規定により採用された職員をいう。

(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

（南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後の南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

（南風原町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される南風原町職員の給与に関する条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される南風原町職員の給与に関する条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の南風原町職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）の規定を適用する。

- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第23条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第23条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 新給与条例第6条第2項から第8項まで、第11条、第12条及び第13条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 新給与条例附則第8項から第12項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 9 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び新給与条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（南風原町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第6条の規定による改正後の南風原町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。）」とする。